紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年三月二十九日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

矢部　嘉昭　尾西　良一　香取　芳子
蛭田　二郎　渡邉　忠子　片岡　公三
筒井　宣政　森田賢太郎　青野　覚
松島　逸郎　丸山　順功　太田　久子
太田　浩嗣

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年三月二十九日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

四方　祥樹　黒木　清巳　杉山　吉伸
百瀬富美子　篠原　昭登　青山　るみ
齋藤　繁　泉　照子　藤井　茂子
藤井　正義　大迫　雄三　平野比左志
佐藤　安廣　後藤　守宏　富澤　俊一

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年三月二十九日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

渡辺　豊重　横尾　忠則　瀬戸　英樹
青山　馥　渡部　司　**檜**原　一高

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

坂本　勇雄

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年三月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社アイオン
株式会社ヤマダ製作所
田中産業株式会社
坂本ドネイション・ファウンデイション株式会社
株式会社メタボリック
ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社
宗教法人真如苑
株式会社システック
株式会社渡辺組
太田物産株式会社
中西電機工業株式会社
株式会社ホッコン

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年三月二十九日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故吉田千賀子遺族　間木野まり子

褒章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十九年三月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故小村勇一遺族　小村小夜子

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

賞杯

自ら進んで社会に奉仕する活動に従事したので、平成二十九年三月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故三原**董**充遺族　三原　法子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

業務に精励したので、平成二十九年三月二十九日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故村山仁遺族　村山　信子

褒章条例第六条により銀杯一個を授ける

官庁報告

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年四月六日

中国四国産業保安監督部長　栗原　晃雄

一　名称　岡山ガステクノサービス株式会社
二　住所　岡山県岡山市北区今七丁目二十二番二十七号
三　指定する地域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
四　指定する区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項から第四項までに規定する特定施設（同令第二条第一項第三号で規定する特殊高圧ガスに係る特定施設を除く。）の保安検査を行う者としての指定
五　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　岡山ガステクノサービス株式会社　岡山県岡山市北区今七丁目二十二番二十七号
六　指定年月日　平成二十九年四月一日

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第三号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十九年四月六日

中国四国産業保安監督部長　栗原　晃雄

一　名称　萩尾高圧容器株式会社
二　住所　愛媛県新居浜市多喜浜三丁目五番五十号
三　指定する地域　鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
四　指定する区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定
五　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　萩尾高圧容器株式会社　愛媛県新居浜市多喜浜三丁目五番五十号
六　指定年月日　平成二十九年四月一日

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により平成二十九年三月二十七日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年四月六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　成果の名称
平成二十七年度都市部官民境界基本調査図及び平成二十七年度都市部官民境界基本調査簿
二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　愛知県刈谷市、三重県伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、川越町、南伊勢町、紀北町の一部

公告

諸事項

工場財団

千葉県成田市西三里塚1番地74（旭ルーミー成田47号館202）**伊東貴史**の工場財団に南相馬市原町区大原字西小田3番地4南相馬市原町区大原宮下発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年4月6日

福島地方法務局相馬支局

千葉県成田市西三里塚1番地74（旭ルーミー成田47号館202）**伊東貴史**の工場財団に福島県いわき市常磐湯本町天神57番地53、57番地167常磐湯本発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年4月6日

福島地方法務局いわき支局

明石市二見町南二見1番地**神戸発動機株式会社**の工場財団に明石市二見町南二見1番地神戸発動機株式会社本社工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成29年4月6日

神戸地方法務局明石支局